

「 手話言語の普及の促進 」

流山市役所 健康福祉部 障害者支援課

1 手話は言語

<手話を言語としての位置づけ>

●平成18年国連総会「障害者の権利に関する条約」第2条で「言語とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」とされました。

●平成23年改正障害者基本法第3条第3号で「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）～略～」と規定されていますが、言語（手話を含む）のみの規定であり、手話に関する定義づけや、どのように普及させ啓発していくのか、そしてどのように取り組んでいくのかは書かれていません。



市は「手話は言語」であることを具現化するための条例を制定していく。

<手話はろう者のことばです>

○聞こえる人は生まれてから、自然に耳から言語（言葉）を獲得しています。



音声言語

例 「は な」

言葉や文字であらわします

○聞こえない人は生まれたときから、目から入る情報でことばを獲得していきます。

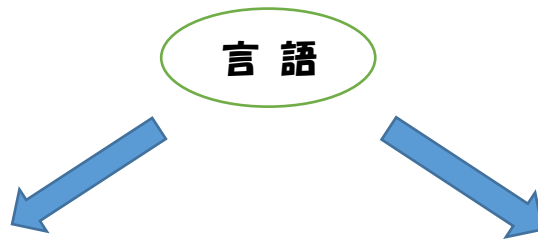
・目からの情報により幼児期から学習していきますが、文字についてはまだ認識が困難です。

そのため、例えば親子で手や指の動き、顔の表情等を用いて意思疎通を図っていく中で、情報のやりとりが行えるようになっていきます。

非音声言語

手を花の形にして表現します

「 言語には音声言語と非音声言語があります 」

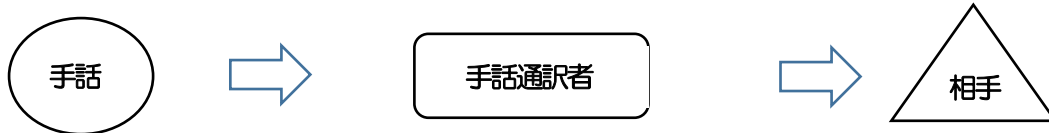


非音声言語	音声言語
<ul style="list-style-type: none"> ・手話、身振り等により声に出さず表現されるもの。 ・指文字・触手話 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語、英語、フランス語、スペイン語、中国語等の外国語を含め声に出す言葉。 ・筆談・要約筆記 ・点字 ※音声で文字で表せるものも含む

手話の例

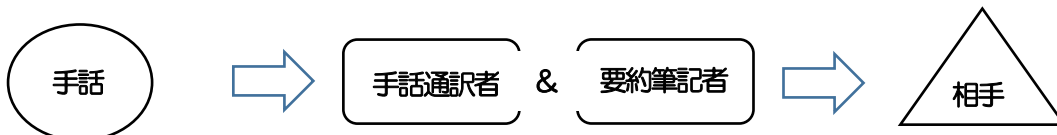
・手話（非音声言語）を通訳するには、次のような過程があります。

- ① 手話を日本語へ音声言語化する場合 ⇒ 手話通訳者が手話を通訳し日本語に変換して相手に伝える。



手話を日本語に変換（手話を日本語へ音声言語化）

- ② 手話を日本語へ音声言語化する場合 ⇒ 手話通訳者が手話を通訳し日本語に変換し喋った言葉を、さらに要約筆記者が日本語の文章に変え相手に伝える。
(文字化)



手話を日本語の文字に変換（手話を日本語へ音声言語化）

- ③ 手話を英語へ音声言語化する場合 ⇒ 手話通訳者が音声言語の日本語に変換し、それを外国語通訳者が英語で相手に伝える。



手話を日本語に変換後、英語に翻訳（手話を英語へ音声言語化）

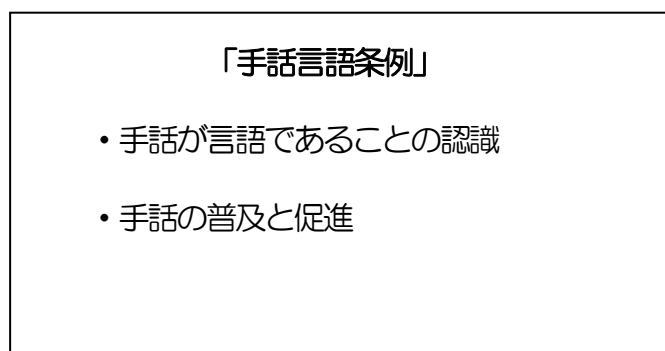
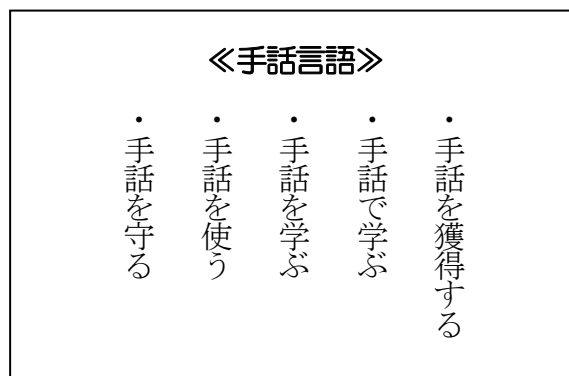
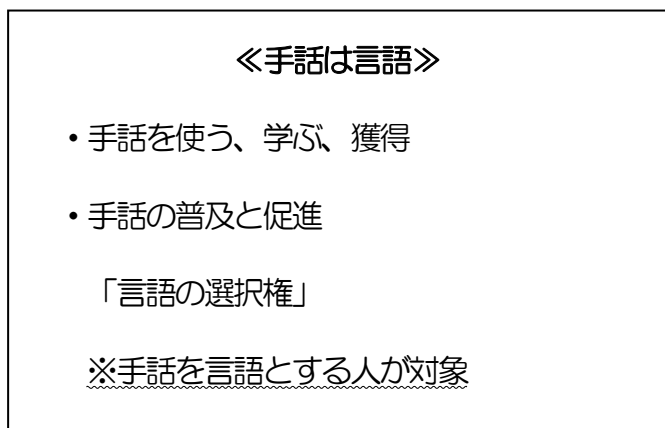
（実際は手話通訳者が一旦日本語に変換し、外国語通訳者が日本語を英語に訳し相手に伝える方法をとることが一般的）

具体例：

手話で「おはようございます」の動作 ⇒ 手話通訳者が日本語で「おはようございます」と伝え、外国語通訳者が「グッド・モーニング」と英語に訳して話す。（音声言語化）。

※ 手話による表現は、日本語ではなく手話という言語であることを再認識する必要があります。手話は、日本語やその他外国語と並列のひとつの言語です。

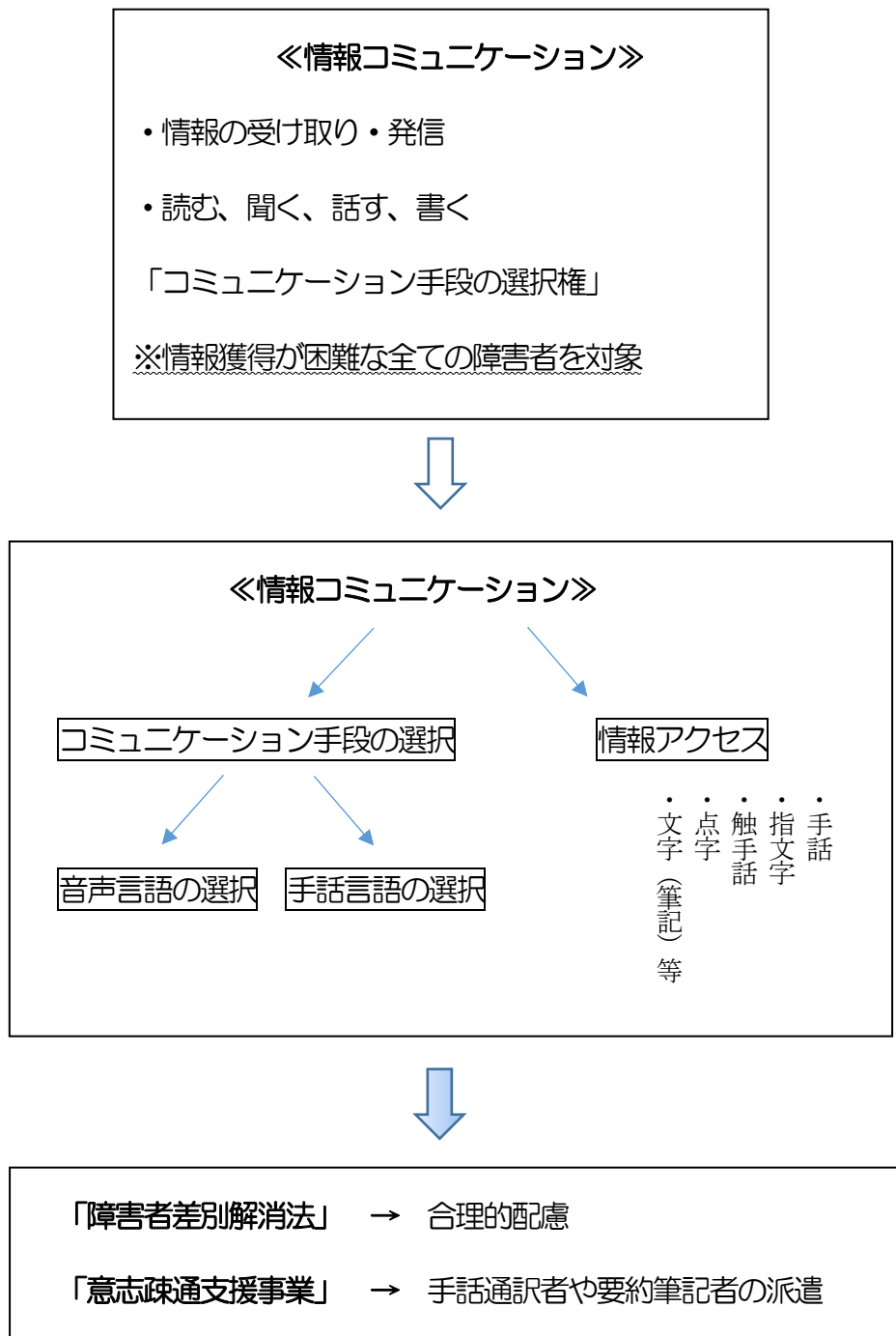
2 今回の条例で規定する「手話は言語」であることについて



●条例が目指すもの ⇒ 何よりも手話が言語であることをはっきり位置づけ、その理念の普及・啓発を図るためのもの。

3 「情報コミュニケーション」について

- 意思疎通（コミュニケーション）の方法は、主に言葉を発する音声言語（日本語）と、非音声言語（手話）により行われます。



- 情報コミュニケーション（意思疎通）の手段（筆記、点字等）と、手話が言語であるという理念は別なものであり、情報コミュニケーションは他法令、制度で別に規定されています。